資料1

「西宮市参画と協働の推進に関する条例」改正の流れ

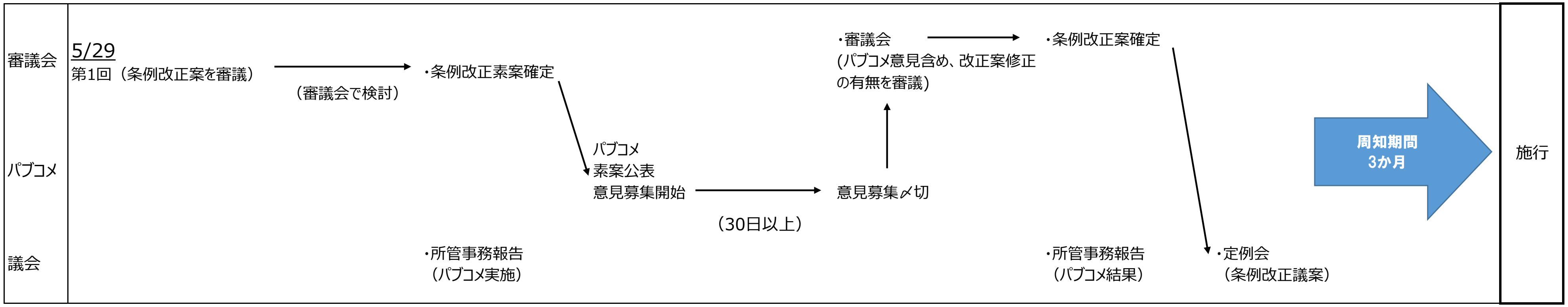

資料２

「西宮市参画と協働の推進に関する条例」改正案

（第２条）定義

現行	R5.11 意見	改正案	改正趣旨等
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (5)協働　まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。	・(市民同士について)記載することでやりやすいという気持ちもあるが、一方で縛られるのもどうか。 ・「市民同士の協働」を入れる必要性を感じない ・「市民同士の協働」を明文化するのが難しいと感じてきた ・「市民同士の協働」が入っていない条例を初めてみた。 ・「まちづくりを推進するために」という要素を入れると条文としてややこしくなるのではないか ・「まちづくりの推進」を入れると当然市民同士の協働も必然的に入ってくる ・「共に行動」はまったく同じことを一緒にするイメージになるので「連携しながら」のような表現でいいのではないか ・市民同士の協働に市として手助けしたいということであればコミュニティ活動の推進の部分で記載する方法もある ・市が直接何かをするというニュアンスではなく、間接的な環境づくりのようなことにも市は配慮するという意味合いの原案作成を。 ・「共同」と「協働」の意味合いの違い。「協働」という意味合いを明確に、「相互に補完しながら共に行動する」という文言についても検討できれば。	【案１】 (5)協働　市民等と市及び市民等同士がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。	・まちづくり基本条例等では見られるが、参画協働条例でのこうした規定は見られない。
		【案２】 (5)協働　市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、理解し合うことを通じて、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。 (協働の推進) 第 14 条　市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。 ２　市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。 ３　市の機関は、市民等同士の協働が進むよう、環境整備に努めるものとする。	・「市民等」と「市」の区分を明確にし過ぎず、同じプレーヤーとして扱うことで、市民等同士の協働を規定しやすくした。 ・「市民等同士の協働」が円滑に進んでいくよう、その環境づくりに市が取り組むことを明記した。

（第４条）市民等の役割

現行	R5.11 意見	改正案	改正趣旨等
第４条　市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。 ２　市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。	・文言はこのままでいい。立派な意見が出るが、実際に受けて側として「シチズンシップ」や「参画と協働」は理解してもらえないことが多い。お互い同じ方向を向いて行動できる具体的なものを提案できるように、物申すだけでなく、ともに歩いていけるようにしたい。 ・何を目指しているのかを入れたほうがわかりやすい。「参画と協働」と「まちづくり」の間に「住みやすい」「安全安心」「持続可能な」等。 ・「市全体の利益を考慮し」という文言より「みんながみんなのために」「公共」のような表現がいい ・「市全体の利益」は入ってきにくい、元気が出ない ・「市全体の利益」は、「公共の利益」のほうがいい ・「市全体の利益を考慮し」はなくても十分に意味は通じるのでは。範囲を広げた言い方にしてはどうか。 ・市民と行政の役割感のようなところ。市民同士の役割というか、関係性のようなところをほのめかせるといい ・お互いのことを配慮・考慮したという意味合いでとらえられるといい。	【案１】 第４条　市民等は、地域や社会における課題を自らの問題ととらえて、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。 ２　市民等は、参画と協働に当たっては、公共の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。 【案２】 第４条　市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的で主体的にかかわるよう努めるものとする。 ２　市民等は、参画と協働に当たっては、全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。	・市民等に公共の利益の考慮を求める努力規定としてよいか。 ・市民等が、地域における課題を自らの問題ととらえ、主体的に、参画と協働にかかわるよう努めることを明記した。

（第 16 条）コミュニティ活動の推進

現行	R5.11 意見	改正案	改正趣旨等
第 16 条　市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。	・「快適な暮らしの実現のため」は何のためかを検討する必要がある。 ・「快適な暮らし」は別の言葉を考えたほうがいい。 ・16 条は文言が古臭い。開発的な意味でコミュニティ活動の推進を目指すような新しい言葉遣い、例えば、「市民一人ひとりの存在の尊重に基づいて、持続可能な共生社会の実現を目指す」など。 ・目的を書くのであれば「安全や安心」「多様性を尊重」を選んでは。 ・「快適な暮らし」は「共生社会」や「持続可能」にしたほうういい ・コミュニティ活動自体に定義がないため、自治会と捉えられる人もいれば地域に根差した活動と考える人も。文言を加えたりすることも必要かも。 ・今まではコミュニティ活動は自治会イメージだったが、今後は住民に加えて大学や事業者等の協力が必要。定義で「市民等」に含まれるだろうけど住民以外を強調したほうがいい。専門家や様々な知恵を取り入れるというニュアンスが含まれるといい。	【案１】 第 16 条　市民等は、相互に敬意をもって尊重し合える地域共生社会の実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。 【案２】 第 16 条　市民等は、地域における人とのつながりや支え合いのなかで、心豊かに暮らすことができるよう、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。 【案３】 第 16 条　市民等は、~~快適な暮らしの実現のため、~~自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。	・コミュニティ活動の醸成につながるような改正としたい。 ・地域において、人とつながり支え合いながら、安全で安心して、心豊かな暮らしが実現し、さらに地域の持続的な発展に向けた取り組みが進むように、市民等が自主的に活動にかかわるようにしていきたい。

（第 17 条）市長が講ずべき措置

現行	R5.11 意見	改正案	改正趣旨等
第 17 条　市長は、参画と協働を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。 (1)　参画と協働の取組の予定を取りまとめ、及び公表すること。 (2)　毎年度の参画と協働の取組状況を取りまとめ、及び公表すること。	・第１号、第２号が同じように見えるのでまとめて、第２号には市がすべきことを規定すべきでは。	【案１】 （市民等が講ずべき措置）【新設】 第 18 条　市民等同士の協働の取組状況については、当事者がとりまとめ、公表するよう努めるものとする。	・市民等同士の協働について、すべてを市で把握することは困難であるため、追記した。
		【案２】 改正なし	・市民等同士の取組について、公表することまで求めるのかどうか。

資料3

西宮市参画と協働の推進に関する条例

（平成２０年７月２８日）
（西宮市条例第３号）

沿　革
平成２５年７月１０日　条例３号
平成２５年１２月２７日　条例２１号
平成２５年１２月２７日　条例３９号

（目的）
第１条　この条例は、市民等の参画と協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　市民　市内に住所を有する者をいう。
（２）　市民等　市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むものをいう。
（３）　市の機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
（４）　参画　市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。
（５）　協働　まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。

（基本原則）
第３条　本市における参画と協働は、次項から第４項までの基本原則に基づいて行うものとする。
２　市民は、平等に市政に参画することができる。
３　市民等と市は、互いの立場や特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働してまちづくりを行うものとする。
４　市民等と市は、参画と協働を推進するに当たって、それぞれが有する情報を共有するものとする。

（市民等の役割）
第４条　市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。
２　市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

（市の機関の役割）

第５条　市の機関は、市民等の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民等の参画と協働の機会を確保するよう努めるものとする。

２　市の機関は、参画と協働によるまちづくりのための基盤の整備及び積極的な情報提供等必要な施策を実施するものとする。

（意見提出手続）

第６条　市の機関は、次の各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、規則で定めるところにより、広く市民等に意見の提出を求める手続（以下「意見提出手続」という。）を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。

（１）　市の憲章、宣言等の策定及び変更

（２）　市政の基本的な計画等の策定及び変更

（３）　市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃

（４）　義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃

（５）　市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更で、規則で定めるもの

（６）　前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、作成しようとする案（同項第６号に掲げる事項についての案を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は、適用しない。

（１）　軽微なものであるとき。

（２）　緊急に作成しなければならないものであるとき。

（３）　法令等の規定による基準に従って作成するものであるとき。

（４）　市の機関の内部の事務処理等に関するものであるとき。

（５）　市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの又は補助金その他の金銭の給付に関するものであるとき。

３　意見の提出のための期間は、公表の日から３０日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、期間を短縮することができる。

４　前項ただし書の規定により期間を短縮しようとするときは、あらかじめその理由を公表しなければならない。

５　市の機関は、提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表するものとする。

６　市の機関は、提出された意見を考慮し、案を作成するものとする。

（説明会等）

第７条　市の機関は、前条第１項各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、説明会、意見交換会等（以下「説明会等」という。）を設けるよう努めるものとする。

２　市の機関は、前項の規定により説明会等を設けたときは、その結果を公表するものとする。

（政策提案手続）

第８条　市民は、第６条第１項第１号から第３号までに掲げる事項（以下「対象事項」という。）について、市民１０人以上の連署をもって、その代表者（以下「提案代表者」という。）から市の機関に対して、案を添えて政策の立案、実施等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が同条第２項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

２　市の機関は、前項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

３　提案が対象事項に該当する場合において、提案代表者からの求めがあるときは、市の機関は、提案者と意見を交換する場を設けることができる。この場合において、意見交換は、西宮市附属機関条例（平成２５年西宮市条例第３号）別表に規定する西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会（以下「委員会」という。）の立会いの下で行わなければならない。

４　市の機関は、提案に係る政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

５　市の機関は、第２項又は前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

６　提案代表者は、第２項又は第４項の決定に不服があるときは、市の機関に対して再議を申し立てることができる。

（政策公募手続）

第９条　市の機関は、政策の立案、実施等について、市民等に提案を募集すること（以下「政策公募手続」という。）ができる。

２　市の機関は、前項の規定に基づき提案を募集したときは、その提案の内容及び市の機関の検討の結果を公表するものとする。

（実施方法等）

第１０条　市の機関は、意見提出手続、説明会等及び政策公募手続を実施するに当たっては、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

（１）　市民等からより多くの意見及び提案が得られるよう、あらかじめ対象となる事項、実施する手法、日時等を公表すること。

（２）　市民等からの意見及び提案を十分に検討できるよう、その実施時期及び実施方法に留意すること。

２　市の機関は、第６条から前条までの規定による手続等により得られた市民等の意見及び提案を考慮して、案の作成及び政策の立案、実施等を行うよう努めるものとする。

（附属機関等）

第１１条　市の機関は、附属機関その他意見を求める機関（以下「附属機関等」という。）の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。

（１）　幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。

（２）　公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

２　市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。

３　附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

（１）　法令等の規定により公開しないこととされている場合

（２）　会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合

（３）　会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

４　市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

５　市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例（昭和６１年西宮市条例第２２号）第６条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

（その他の措置）

第１２条　第６条から前条までの規定に定めるもののほか、市の機関は、案の作成又は政策の立案、実施等に際して、広く市民等の意見及び提案を得るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（住民投票）

第１３条　市長は、市政に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

２　住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに次の各号に掲げる事項を別に条例で定めるものとする。

（１）　住民投票に付すべき事項

（２）　住民投票の期日、資格者、方法及び成立要件

（３）　住民投票の結果の取扱い

（協働の推進）

第１４条　市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。

２　市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

（協働事業提案手続）

第１５条　市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。

２　市の機関は、前項の規定による提案を受けたときは、提案者と協議の上、提案された事業について協働して取り組むか否かの決定を行い、提案者に通知するものとする。

３　市の機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

（コミュニティ活動の推進）

第１６条　市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。

２　市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。

（市長が講ずべき措置）

第１７条　市長は、参画と協働を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）　参画と協働の取組の予定を取りまとめ、及び公表すること。

（２）　毎年度の参画と協働の取組状況を取りまとめ、及び公表すること。

（検証）

第１８条　市長は、参画と協働の取組状況については、委員会の意見を聴いて、検証するものとする。

（委任）

第１９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第６条から第１３条まで、第１５条及び第１８条の規定は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔平成２１年規則第６０号により、平成２１年４月１日から施行〕

２　第６条の規定の施行の日前において、同条第１項各号に掲げる事項についての案の作成作業に着手しているものについては、同条の規定は、適用しない。

３　この条例は、社会情勢の変化等を勘案し、公布の日から５年以内を目途に見直しを行う。

付　則（平成２５年７月１０日西宮市条例第３号西宮市附属機関条例付則６条による改正付則抄）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２５年８月１日から施行する。〔以下略〕

付　則（平成２５年１２月２７日西宮市条例第２１号西宮市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例３条による改正付則抄）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

付　則（平成２５年１２月２７日西宮市条例第３９号西宮市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例付則９条による改正付則抄）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。〔以下略〕

西宮市参画と協働の推進に関する条例施行規則

（平成２１年３月３０日）
（西宮市規則第６１号）

沿　革
平成２５年７月３１日　規則１０号
平成３０年３月３０日　規則５６号

（趣旨）
第１条　この規則は、西宮市参画と協働の推進に関する条例（平成２０年西宮市条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

（意見提出手続）
第２条　条例第６条第１項に規定する意見提出手続により意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面を市の機関に提出しなければならない。
（１）　市の機関が公表した素案の名称
（２）　市の機関が公表した素案に対する意見
（３）　氏名、住所、年齢、職業その他市の機関が必要と認める事項
（４）　市民以外のものにあっては、次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ定める事項
　ア　市内の事務所又は事業所に勤務する者　当該事務所又は事業所の名称及び所在地
　イ　市内の学校に在学する者　当該学校の名称及び所在地
　ウ　市内で活動し、又は事業を営む団体　当該団体の名称、所在地及び市内での活動又は事業の内容
２　前項に規定する書面の提出方法は、次に定めるところによるものとする。
（１）　市の機関が指定する場所への持参、送付又はファクシミリ装置を用いた送信
（２）　市の機関が指定する送信先への電子メールの送信
（３）　前２号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

（市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業）
第３条　条例第６条第１項第５号に規定する規則で定める市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更は、総事業費が１０億円以上の公共事業（災害復旧事業等を除く。）に係る計画等の策定及び変更をいう。

（政策提案手続による提案）
第４条　条例第８条第１項の規定により政策の立案、実施等を提案しようとする者は、政策提案書及び政策提案者署名簿に市の機関が必要と認める書類を添えて市の機関に提出しなければならない。

（政策公募手続による提案）
第５条　条例第９条第１項に規定する政策公募手続により政策の立案、実施等を提案しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面を市の機関に提出しなければならない。
（１）　市の機関が政策公募手続を行った政策の名称
（２）　市の機関が政策公募手続を行った政策に対する案
（３）　氏名、住所、年齢、職業その他市の機関が必要と認める事項
（４）　市民以外のものにあっては、次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ定める事項
ア　市内の事務所又は事業所に勤務する者　当該事務所又は事業所の名称及び所在地
イ　市内の学校に在学する者　当該学校の名称及び所在地
ウ　市内で活動し、又は事業を営む団体　当該団体の名称、所在地及び市内での活動又は事業の内容
２　第２条第２項の規定は、前項に規定する書面の提出方法について準用する。

（協働事業提案手続による提案）
第６条　条例第１５条第１項の規定により協働して取り組む事業（以下「協働事業」という。）を提案しようとするものは、協働事業提案書に市の機関が必要と認める書類を添えて市の機関に提出しなければならない。この場合において、提案しようとするものが団体であるときは、提案団体等の概要書を添付しなければならない。
２　次に掲げる事業については、協働事業として提案することができない。
（１）　営利を目的とする事業
（２）　政治活動を目的とする事業
（３）　宗教活動を目的とする事業
（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの統制下にあるものが行う事業
（５）　その他市の機関が協働事業として行うことが不適切であると認める事業

（その他）
第７条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則
この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

付　則（平成２５年７月３１日西宮市規則第１０号市長の附属機関の委員の構成別の定数等に関する規則等の一部を改正する等の規則４条による改正付則）
この規則は、平成２５年８月１日から施行する。

付　則（平成３０年３月３０日西宮市規則第５６号）
この規則は、平成３０年４月１日から施行する。